

〔商品概要説明書〕

ゆ う ゆ う 年 金 定 期

(令和元年 12 月 9 日現在)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (M型) (単利型) (愛称・スーパー定期)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期 間	・定型方式 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 預入時の申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱いができます。 ・満期日指定方式 1 か月超 5 年未満
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・申込時一括預入となります。 ・1, 0 0 0 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度  (3)計算方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間 2 年未満のものは満期日以降に一括して支払います。 ・預入期間 2 年以上のものは、中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日) 以後および満期日以降に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払率 (約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て) により計算します。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7. 税 金	・個人…20%の源泉分離課税 (国税 15%・地方税 5%) ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税 (国税 15.315%、地方税 5%) となります。 ・法人…総合課税
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特 約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができ当座貸越が利用できます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0. 5 0 %を上乗せした利率) ・預入期間 2 年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。 ・個人のものはマル優の取扱いができます。

<p>10. 中途解約時の 取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</li> </ul> <p>(1)預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率</li> <li>B. 6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%</li> <li>C. 1年以上3年未満の場合 約定利率×70%</li> </ul> <p>(2)預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率</li> <li>B. 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40%</li> <li>C. 1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%</li> <li>D. 1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60%</li> <li>E. 2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70%</li> <li>F. 2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×90%</li> </ul> <p>(3)預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率</li> <li>B. 6か月以上1年未満の場合 約定利率×10%</li> <li>C. 1年以上2年未満の場合 約定利率×20%</li> <li>D. 2年以上3年未満の場合 約定利率×30%</li> <li>E. 3年以上4年未満の場合 約定利率×50%</li> <li>F. 4年以上5年未満の場合</li> </ul>
---------------------------	---

	<p style="text-align: center;">約定利率×70%</p> <p>(4)預入日の5年後の応当日を満期日とした預金の場合</p> <p>A. 6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年6か月未満の場合 約定利率×10%</p> <p>C. 1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×20%</p> <p>D. 2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×30%</p> <p>E. 3年以上4年未満の場合 約定利率×40%</p> <p>F. 4年以上5年未満の場合 約定利率×70%</p>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。</p>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：はばたき信用組合 お客様相談室（総務部）】 0120-400-103 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話：025-222-5533) 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記新栄信用組合お客様相談室、新潟県信用組合協会または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、</p>

	<p>弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【窓口：新潟県信用組合協会 新潟地区しんくみ苦情等相談所】  受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く）  受付時間：午前9時～午後5時  電話：025-247-7433  住所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28</p> <p>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所】  受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）  受付時間：午前9時～午後5時  電話：03-3567-2456  住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5  （全国信用組合会館内）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・満期日以降の利息は解約または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> </ul>



つながる心 はばたく未来

**はばたき信用組合**